

## 計画の性格

- ◆この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ◆この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を含有しています。
- ◆この計画の「基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画推進」の施策等については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定される「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を兼ねています。
- ◆この計画は、桐生市の最上位計画である「桐生市新生総合計画」の個別計画としての性格を有するとともに、その他の市関連計画との整合性を持つものです。

## 計画の期間

- ◆この計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。
- ◆計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 計画の進行管理

計画の着実な進行と成果の見える化を目指し、毎年度、各施策の具体的な事業の進行状況について点検・協議し、ホームページ等で「実施状況報告書」を公表します。



### 桐生市男女共同参画計画（平成28年度～平成32年度版）【概要版】

発行年月：平成28年3月 編集・発行：桐生市市民生活部市民生活課

住所：〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

TEL：0277-46-1111 FAX：0277-43-1001

URL：<http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/danjo/index.html>



# 桐生市男女共同参画計画

## （平成28年度～平成32年度版）

概要版



## はじめに

近年、少子高齢化の進行や家族形態・ライフスタイルの多様化、地域コミュニティの変容等、社会を取り巻く環境は大きく変化しており、育児や介護、就労をめぐる問題がますます複雑化・深刻化しています。

その一方で、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や慣習・しきたりは、未だ根強く残っており、負担や責任が男女どちらかに偏ることによってさまざまな問題の解決を困難にしている状況にあります。

このような状況の中、環境の変化に対応し、持続可能な活力ある社会を創っていくためにも、**全ての人が性別や年齢にとらわれることなく一人ひとりの個性、資質、能力を認め合い、十分に発揮し、支えあって暮らせる「男女共同参画社会」**の実現が不可欠といえます。

桐生市では、社会状況の変化や市民意識調査結果等を踏まえ、これまで各施策の指針としてきた「桐生市男女共同参画計画（平成23年度～平成27年度版）」を継承しながらもさらなる推進を図るため、今回「桐生市男女共同参画計画（平成28年度～平成32年度版）」を策定いたしました。

男女共同参画はあらゆる分野に関わることから、市民・企業・地域活動団体等、多くの皆様とともに力をあわせて取り組みを進めていくことが必要ですので、皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

## 計画の基本理念

男女が社会の対等な構成員として互いを尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、いきいきと暮らすことができる

**男女共同参画社会の実現** を目指します。

## 計画の基本目標

### I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

全ての市民が男女共同参画や人権について正しく理解し、家庭や地域、学校、職場等に残る「固定的な性別役割分担意識」を解消するとともに、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、「男女問わず誰もが能力を発揮できる環境づくり」に自ら取り組んでいけるよう支援します。

### II あらゆる分野における男女共同参画推進

男女が家事・育児・介護について助け合いながら、ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、あらゆる分野において活躍できるよう支援します。特に、男性の家庭や地域への参画を可能とするための環境づくりや子育て支援を強化し、働く女性のさらなる活躍推進を図ります。

### III 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

男女が安全安心に暮らせる環境づくりのため、女性や子どもへの暴力根絶に向けた啓発・被害者支援を行うとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の確立を目指します。また、誰もが健康で、自立して社会に参画するための支援体制の充実を図ります。



## 計画の体系

基本理念

男女共同参画社会の実現

基本目標	施策の方向	施策目標
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1 社会制度や慣行の見直し	1) 意識改革のための広報・啓発の推進 2) 男女共同参画に関する情報提供の充実
	2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成 2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援 3) 地域における男女共同参画に関する学習の推進
	3 人権の尊重	1) 人権を尊重する意識の醸成 2) 人権相談窓口の活用推進
II あらゆる分野における男女共同参画推進	1 男性にとっての男女共同参画の推進	1) 男女共同参画に対する男性の理解の促進 2) 男女共同の家事・育児・介護推進のための環境整備
	2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1) 行政分野における女性の参画拡大 2) 職場や地域活動等における女性の参画拡大
	3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	1) ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発 2) 子育て支援施策の充実 3) 多様な生き方・働き方をするための支援の充実
III 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり	1 女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶	1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり 2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 3) 子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進 4) 職場等におけるハラスメント防止の推進
	2 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	1) 防災施策への男女共同参画の視点導入 2) 防災の現場における女性の参画拡大
	3 生涯にわたる健康づくり支援	1) さまざまな世代への健康管理支援 2) スポーツ活動の推進
	4 支援を必要とする男女が安心して暮らせる環境づくり	1) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境づくり 2) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり 3) 障害者等が安心して暮らせる環境づくり 4) 外国人住民が安心して暮らせる環境づくり